

## 高知工科大学授業料免除制度（本学独自制度）と 国の減免制度の併用利用について

高等教育の修学支援制度（以下「国の減免制度」と言う。）で授業料が減免されている学生も、支援区分により自己負担額が発生します。

国は日本学生支援機構の給付奨学金利用者を生計維持者（父母）の収入に応じて、3つの区分に分類しています。

（国の減免制度の3つの支援区分）

第一区分・・・満額支援

第二区分・・・2/3支援

第三区分・・・1/3支援

給付奨学金採用時に決定した支援区分が卒業まで適用されるわけではありません。

マイナンバーの税務情報は、年に一度更新されますので、日本学生支援機構は毎年10月にマイナンバーの税務情報をもとに給付奨学生の支援区分の見直しを行います。そのため、前期授業料について満額支援（第一区分）を受けている方も、後期授業料が満額支援であるとは限りません。その他の区分（第二区分や、第三区分、支援対象外）に変更となり、自己負担額が発生する可能性があります。

国の減免制度で免除されなかった授業料（自己負担部分）について、国の減免制度とは審査基準が異なる本学独自制度でカバーできる可能性がありますので、併用利用を可能としています。本学独自制度の認定免除額が国の減免制度で認定された年間免除額を上回った場合、本学は差額を免除します。

### a. 国の減免制度で第一区分（満額支援）の方

#### ① 本学独自制度で「全額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料（535,800円）と国の減免制度で認定された年間免除額の差額を本学独自制度で減免します。

#### ② 本学独自制度で「半額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料の半額（267,900円）が、国の減免制度で認定された年間免除額を超えている場合に限り、その差額を本学独自制度で減免します。国の減免制度の認定額が267,900円を超えている場合は、本学独自制度で減免できる金額はありません。

### b. 国の減免制度で第二区分（2/3支援）の方

#### ① 本学独自制度で「全額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料（535,800円）と国の減免制度で認定さ

れた年間免除額の差額を本学独自制度で減免します。

② 半額免除の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料の半額（267,900円）が、国の減免制度で認定された年間免除額を超えている場合に限り、その差額を本学独自制度で減免します。国の減免制度の認定額が267,900円を超えている場合は、本学独自制度で減免できる金額はありません。

c. 国の減免制度で第三区分（1/3支援）の方

① 本学独自制度で「全額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料（535,800円）と国の減免制度で認定された年間免除額の差額を本学独自制度で減免します。

② 本学独自制度で「半額免除」の場合

本学独自制度で免除が決定した年間授業料の半額（267,900円）が、国の減免制度で認定された年間免除額を超えている場合に限り、その差額を本学独自制度で減免します。国の減免制度の認定額が267,900円を超えている場合は、本学独自制度で減免できる金額はありません。